

# 公共工事入札参加資格制度

---

国土交通省大臣官房地方課  
国土交通省土地・建設産業局建設業課

平成27年1月21日

# 国土交通省における公共工事入札参加資格制度について

1. 公共工事の入札契約手続きは、最も価値の高い調達を実現するため、コストの低減、品質の確保、不正行為の防止を図りながら行われる。
2. 国土交通省の発注する工事においては、競争性を高めるため一般競争入札方式を積極的に導入しているが、工事の品質の確保、不正行為の防止の観点から、不良不適格業者の排除等のため競争参加資格を設定し、当該資格を有する者のみを競争入札に参加させることとしている。
3. 競争参加資格については、①2年に1度実施する競争参加資格審査、②個別工事の発注毎に実施する競争参加資格確認の2段階でその資格の有無を確認する。

## 資格登録

建設業許可取得

①競争参加資格審査

## 個別工事の入札・契約

②個別工事における競争参加資格の設定・公告

競争参加資格確認

技術提案の提出・評価  
(総合評価)

入札

契約

(価格競争)

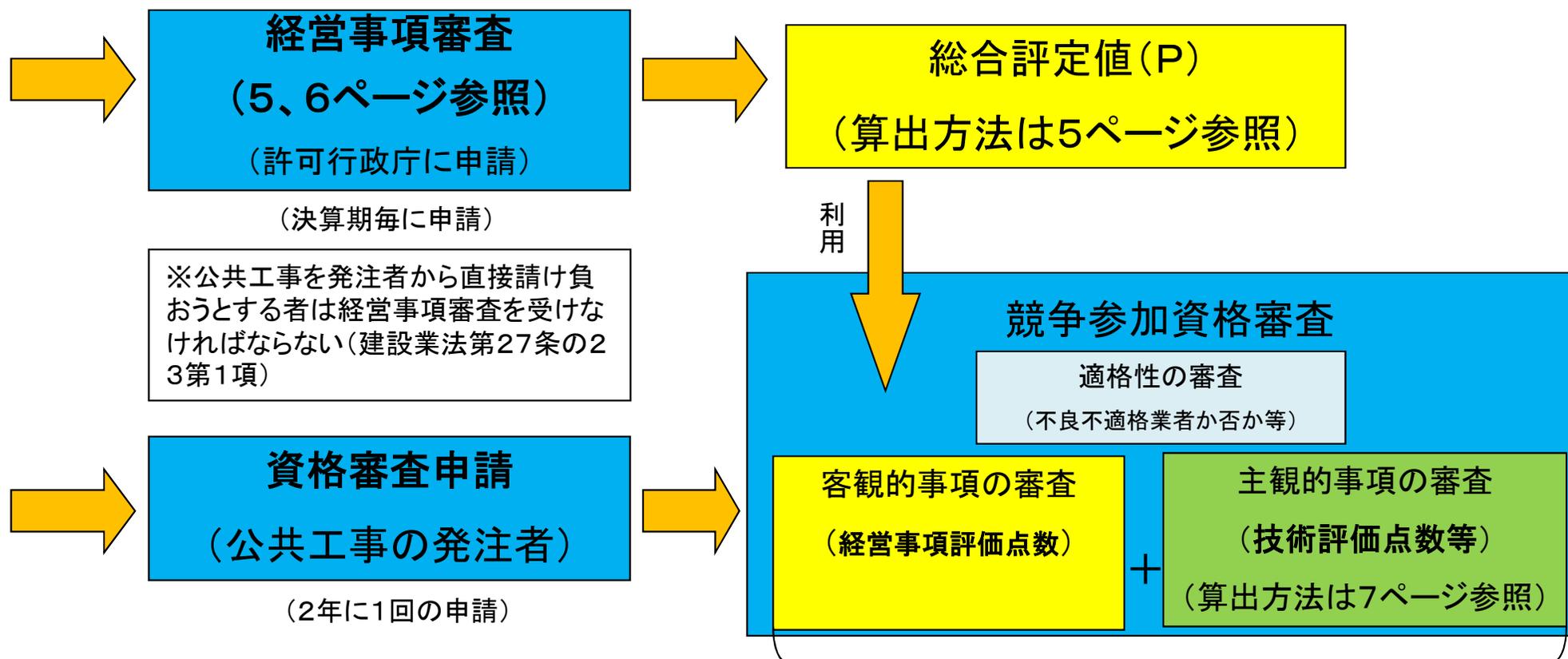
○2年に1回の実施  
○建設業者の工事履行能力等を評価し、あらかじめランク付けした上で登録する。

○個別工事の発注毎に実施  
○個別工事の性質又は目的に応じ、必要な資格要件を設定し、資格を有する建設業者のみを競争に参加させる。

# ①競争参加資格審査

1. 公共工事の競争入札に参加しようとする建設業者は、その工種毎に競争参加資格審査を受ける必要がある(2年に1度)。
2. 審査項目は、個別工事の性質又は目的によらず常に要求すべき審査項目について審査することで、個別工事の発注の度に審査する手間を省き、発注の合理化・効率化を図っている。
3. 審査にあたっては、適格性に関する審査に加え、建設業者の経営や技術力に関する客観的事項及び発注者独自の基準に基づく主観的事項の評価を実施し、その評価点(客観点+主観点)に応じ建設業者をランク分けする(工種によってはランクがない場合もある。)

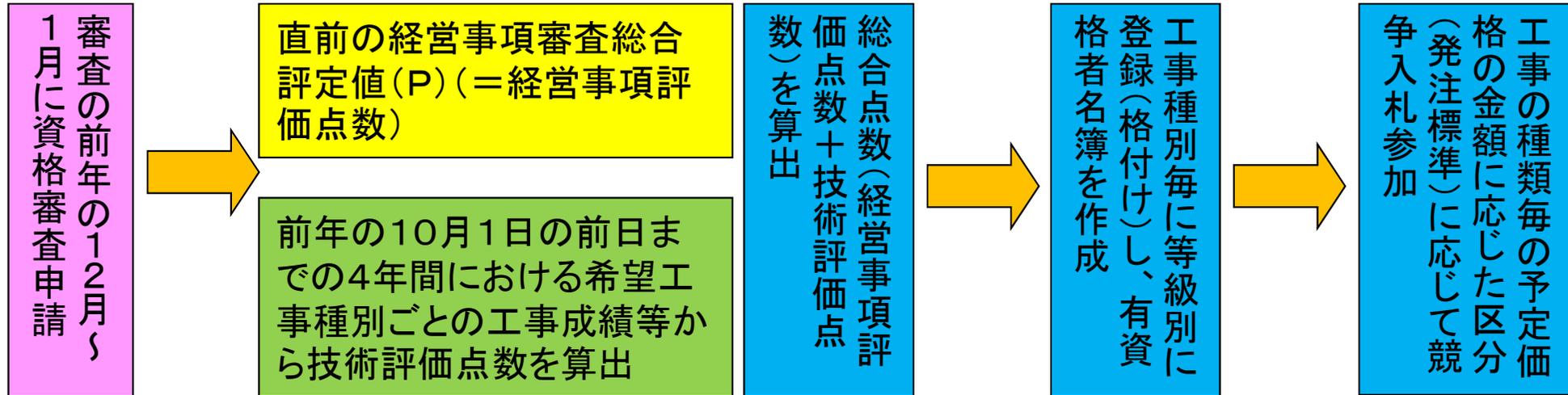
公共工事の競争入札に参加しようとする建設業者



総合点数を算出し、点数に応じて等級別登録(格付け)を行い、有資格者名簿を作成。

# 競争参加資格審査の例(国土交通省の一般土木の例)

1. 国土交通省の一般土木工事においては、A～Dの4ランクにランク分けしており、個別工事の発注においてその工事規模や必要な技術力に応じ、特定のランクであることを競争参加資格として設定している。
2. 客観点については、経営事項審査総合評定値を利用している。
3. 主観点については、過去の工事成績から技術評価点数を算出している。



## 2年に1回定期の一般競争資格審査を実施

【国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)における例】

### 平成25・26年度工事種別等級(関東・一般土木工事)

	A	3,000～
一般土木工事	B	2,580～2,999
	C	1,600～2,579
	D	～1,599

【国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)における例】

### 平成25・26年度発注標準関係(中国を除く各地整・一般土木工事)

工事種別	等級	契約予定金額
一般土木工事	A	7億2千万円以上
	B	3億円以上 7億2千万円未満
	C	6千万円以上 3億円未満
	D	6千万円未満

※WTO対象工事は経営事項評価点数1200点以上が要件

※「経営事項評価点数」:「技術評価点数」=5:5

# 経営事項審査の概要及び評価方法

## 経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

○各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるべき事項について、審査行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価

→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**

○審査結果は、どの発注機関でも利用可能であり、発注機関ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減

→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点: 2,309点 最低点: 397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点: 2,280点 最低点: 454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力(純支払利息比率・負債回転期間) ②収益性・効率性(総資本売上総利益率・売上高経常利益率) ③財務健全性(自己資本対固定資産比率・自己資本比率) ④絶対的力量(営業キャッシュフロー・利益剰余金)	最高点: 1,595点 最低点: 0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点: 2,441点 最低点: 456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況	最高点: 1,900点 最低点: 0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点: 2,134点 最低点: 281点	

# 経営事項審査の流れ

経営事項審査を申請する建設業者

建設業許可(5年間有効)

①経営状況(Y)分析の申請

②経営状況分析結果通知書の交付

(全国に10機関)  
登録経営状況  
分析機関

③-1 経営規模等評価(X, Z, W)申請

③-2 総合評定値(P)請求

経営状況分析結果通知書を添付

④-1 経営規模等評価(X, Z, W)結果通知書の交付

④-2 総合評定値(P)通知書の交付

許可行政庁  
(地方整備局又は都道府県)

経営規模等評価結果  
・総合評定値の登録

発注者支援  
データベース

利用

競争参加資格申請時に  
総合評定値通知書(写)を提出

発注者  
A

発注者  
B

発注者  
C

発注者  
D

# 国土交通省における主観的事項の審査方法

- 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の期間における希望工事種別ごとの工事成績(技術難易度を勘案したもの)
- 技術提案等に対する評価(技術提案及び簡易な施工計画を受け付けたが落札しなかった工事も含む。)

$$\Sigma (①+②+③+④)$$

## ①(総合評価を行い、落札をした工事)

$$([\text{成績評定}] - 65) \times [\text{技術的難易度}] \times [\text{工事規模}] \times [\text{部局係数}] \times (1 + [\text{得点率}]) \times [\text{調整係数}] \times [\text{直近係数}]$$

## ②(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事)

$$[\text{技術的難易度}] \times [\text{工事規模}] \times [\text{部局係数}] \times (1 + [\text{得点率}]) \times [\text{直近係数}] \times 0.5$$

## ③(価格競争で落札をした工事)

$$([\text{成績評定}] - 65) \times [\text{技術的難易度}] \times [\text{工事規模}] \times [\text{部局係数}] \times [\text{調整係数}] \times [\text{直近係数}]$$

## ④(都道府県の実績工事)

$$([\text{成績評定}] - \text{成績評定平均点}) \times [\text{工事規模}] \times [\text{調整係数}] \times [\text{直近係数}] \times 0.5$$

[工事規模]:最終請負金額(税込)を100万で除した額(JV工事の場合、出資比率(分担工事額の比)で按分した額)

[部局係数]:地方整備局別の補正係数

[技術的難易度]:工事難易度評価([成績評定]-65)がマイナスの場合は逆数

[得点率]:加算点/加算点の満点(小数第4位を四捨五入(例:0.1666→0.167))

[調整係数]:当初契約金額が調査基準価格を下回って受注し、かつ、成績評定が65点未満の者に対し、「2」を設定。その他は、「1」を設定。

[成績評定]:工事成績評点。直轄工事は65点を控除する。都道府県工事は各団体の平均点を控除する(都道府県の成績評定平均点以下の工事の場合は「0」を乗じる。)

## ②個別工事における競争参加資格

1. 国土交通省の発注する個別工事の競争入札に参加しようとする建設業者は、①の競争参加資格審査とは別に、各個別工事毎に設定される競争参加資格要件を満たす必要がある。
2. ①の競争参加資格は一般的なものを設定することに加え、個別工事の性質又は目的に応じ必要な資格要件を設定することで、不良不適格業者を適切に排除する。

### 国土交通省発注工事において設定される競争参加資格要件(イメージ)

- ①〇〇地方整備局における〇〇工事に係るA等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ②平成〇年〇月〇日以降に、発注者から直接請け負った者として完成・引渡しが完了した、次の要件を全て満たす〇〇工事の施工実績を有すること  
〔「次の要件」略〕
- ③次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。  
〔「次に掲げる基準」略〕
- ④競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑥入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑦ 〇〇地方整備局管内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本社(本店)、支店又は営業所が存在すること。
- ⑧警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。